

特定地域経営支援対策事業費補助金交付要綱

制定	平成23年4月1日付け22経営第7203号
改正	平成25年5月16日付け25経営第371号
改正	平成27年4月9日付け26経営第3506号
改正	平成27年10月1日付け27経営第1545号
改正	平成29年3月31日付け28経営第3147号
改正	平成30年3月29日付け28経営第3147号
改正	令和元年5月8日付け元経営第1号
最終改正	令和3年3月26日付け2経営第2988号

(通則)

第1 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、特定地域経営支援対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7199号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行うアイヌ農林漁業対策事業及び沖縄農業対策事業に要する経費のうち、補助金交付の対象として大臣の認める経費（以下「補助対象経費」という。）につき、北海道及び沖縄県（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

(流用の禁止)

第3 別表の区分間の経費の相互間における流用をしてはならない。

(申請手続)

第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣等（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては大臣、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法

律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、大臣等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 大臣等は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第4第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第7 補助事業者は、第4第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第6第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣等に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第8 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣等の承認を受けることができる。

3 大臣等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第9 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(概算払等の請求)

第10 補助事業者は、第6の規定による交付決定通知をもとに補助金の全部又は一部について概算払を請求するときは、別記様式第3号による概算払請求書を作成し、大臣等及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、

内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書きに基づく、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（事業遅延の届出）

- 第11 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を大臣等に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

（状況報告）

- 第12 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の交付決定通知のあった日の属する四半期及び第3四半期の末日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに大臣等に提出しなければならない。ただし、別記様式第3号の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項に規定する時期のほか、大臣等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

- 第13 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第8第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を大臣等に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第7号により作成した年度終了実績報告書を大臣等に提出しなければならない。
- 3 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減

額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣等に報告するとともに、大臣等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣等に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14 大臣等は、第13第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 大臣等は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

第15 補助事業者は、第14第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第13第1項に準じて提出するものとする。

2 大臣等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第14第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第14第2項及び第3項の規定は前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第16 大臣等は、第8第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

（1）補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣等の処分若しくは指示に違反した場合

（2）補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

（3）補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

（4）間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合

（5）間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合

（6）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続す

る必要がなくなった場合

- 2 大臣等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14第3項の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

（財産の管理等）

- 第17 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

- 第18 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく大臣の定める機械及び重要な器具は、別表の区分の欄に掲げる事業により取得した取得価格又は効用の増加価格が、1件当たり50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣等の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

- 第19 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣等に報告しその指示を受けなければならない。

（収益納付）

- 第20 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して5年が経過する日までに補助事業の成果に基づく財産の譲渡及び当該事業の実施結果の他への寄与によって相当の収益を生じたときは、大臣等にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項による報告があった場合、その他補助事業者に前項により報告すべき相当の収益を生じたものと大臣等が認定したときは、当該収益の一部又は全部を国に

納付させることがある。

（補助金の経理）

- 第21 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前3項及び第22に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助金調書）

- 第22 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による補助金調書を作成しておかなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

- 第23 補助事業者は、第4第1項の規定による交付の申請、第7の規定による申請の取下げ、第8第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第10の規定による概算払請求、第12の規定による状況報告、第13第1項による実績報告、第13第4項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び第18第3項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
 - 3 大臣等は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示、命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
 - 4 補助事業者が第2項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

- 第24 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第3、第8、第9、第11から第13まで、第15から第17まで及び第19から第21までの規定に準ず

る条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- (3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

- 2 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、当該間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 間接補助事業者は、前号により契約しようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第11号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

- 3 補助事業者は、地方公共団体である間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、第1項に定めるもののほか、当該間接補助事業者に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による補助金調書を作成しておくべきことを条件として付さなければならない。

- 4 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

- 5 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号た

だし書の場合にあっては、第6による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に大臣等の承認を受けたものとする。

- 6 補助事業者は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 7 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 8 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

附 則

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、アイヌ農林漁業対策事業費補助金交付要綱（昭和51年7月26日付け51構改B第1361号農林事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 旧要綱に基づき平成22年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとし、その実施が平成23年度以降に繰り越しされたものについては、廃止前の規定は、なおその効力を有することとする。

附 則

- 1 この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成27年4月9日から適用する。
- 2 この通知の施行に伴い改正前に実施しているものについては、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日付け28経営第3147号）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い改正前に実施しているものについては、なお従前の例によることとする。

附 則（平成30年3月29日付け29経営第3414号）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い改正前に実施しているものについては、なお従前の例によることとする。

附 則（令和元年5月8日付け元経営第1号）

- 1 この通知は、令和元年5月8日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い改正前に実施しているものについては、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年3月26日付け2経営第2988号）

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い改正前に実施しているものについては、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第2関係）

区 分	経 費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 整備事業	1 アイヌ農林漁業対策事業費 実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 ア 生産基盤整備及び施設整備に要する経費の補助に要する経費 イ 附帯事務費	2/3以内 1/2以内	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の増減	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
	2 沖縄農業対策事業費 実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 ア 生産基盤整備及び施設整備に要する経費の補助に要する経費 イ 附帯事務費	2/3以内（ただし沖縄県知事が沖縄総合事務局長と協議して認める団体にあつては1/3以内） 1/2以内	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の増減	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
2 推進事業	1 アイヌ農林漁業対策事業費 実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 ア 機械の導入費の補助に要する経費 イ 推進事務費	2/3以内 1/2以内	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の増減	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
	2 沖縄農業対策事業費 実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 ア 機械の導入費の	2/3以内（ただ	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の増減	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更

	補助に要する経費	し沖縄県知事が 沖縄総合事務局 長と協議して認 める団体にあっ ては1/3以内)		
	イ 推進事務費	1/2以内		

別記様式第1号（第4関係）

令和 年度特定地域経営支援対策事業費補助金（〇〇〇事業※）交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔沖縄県にあっては内閣府
沖縄総合事務局長〕

道県知事 氏 名

令和 年度において下記のとおり事業を実施したいので、特定地域経営支援対策事業費補助金交付要綱第4の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

記

※ ○○○事業には、別表の経費の欄の事業名を記載する。

(様式) ○○○事業

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

区分	市町村名	地区名	事業種目	事業実施主体	受益戸数	事業量	工期		総事業費	負担区分				担保 金融機関名 融資名 融資金額 償還年数 その他	備考
							着工年月日	竣工年月日		国庫補助金	道県費	市町村費	その他		
1 整備事業															
2 推進事業															
合計															

(注) 1 備考欄には、事業実施主体ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計

- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が５％超となることが確実に見込まれるもの
- 2 担保欄には、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を金融機関から融資を受けようとする場合には、金融機関名、融資名、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項を記入すること。
- 3 工期欄には、着工及び竣工予定年月日を記入すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費	補助事業に 要する経費 (A + B)	負 担 区 分			
			国庫補助金 (A)	道県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)
1 整備事業	円	円	円	円	円	円
2 推進事業						
合 計						

4 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

5 収支予算 (1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 道県費					

合 計					
-----	--	--	--	--	--

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 整備事業	円	円	円	円	
2 推進事業					
合 計					

6 添付資料
道県の補助金交付規程又は要綱

- (注) 1 補助金交付規程は、間接補助事業にのみ添付すること。
2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
3 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

令和 年度特定地域経営支援対策事業費補助金（〇〇〇事業）変更等承認申請書

〔沖縄県にあっては内閣府
沖縄総合事務局長〕

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第 3 号（第 10 関係）

令和 年度特定地域経営支援対策事業費補助金（〇〇〇事業）概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔沖縄県にあつては内閣府〕
〔沖縄総合事務局長〕

官署支出官 農林水産省

大臣官房予算課経理調査官 殿

〔沖縄県にあつては官署支出官〕
〔内閣府沖縄総合事務局総務部長〕

道県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、特定地域経営支援対策事業費補助金交付要綱第 10 の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

	補助事業に 要する経費	国庫補助金 (A)	国庫補助金中 9割相当額	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A - (B + C))		事業完了予定 年月日	備考
				金 額	出来高	金 額	月 日迄 予定出来高	金 額	月 日迄 予定出来高		
〇〇〇事業											
1 整備事業											
ア 事業費											
イ 附帯事務費											
2 推進事業											
ア 事業費											
イ 推進事務費											
合 計											

(注) 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

2 第12第1項のただし書の規定に基づき、事業遂行状況報告書に代える場合は、件名に「兼遂行状況報告書」を加え、本文に「併せて、同要綱第12第1項ただし書の規定に基づき、第〇・四半期の遂行状況を報告する。」を加えるとともに、「既受領額 (B)」欄の右に「遂行状況報告 (第〇・四半期末の出来高)」欄を追加し、記載すること。

別記様式第4号（第11関係）

令和 年度特定地域経営支援対策事業費補助金（〇〇〇事業）遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔沖縄県にあっては内閣府
沖縄総合事務局長〕

道県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、特定地域経営支援対策事業費補助金交付要綱第11の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定 年月日	
	円	円	%	円		

(注1) 括弧内は、該当するものを記載すること。

(注2) 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

令和 年度特定地域経営支援対策事業費補助金（〇〇〇事業）遂行状況報告書

農林水産大臣 殿
〔沖縄県にあっては内閣府〕
〔沖縄総合事務局長〕

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、特定地域経営支援対策事業費補助金交付要綱第12の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

1 事業遂行状況（第・四半期末現在）

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定 年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。
2 区分欄には、別記様式第1号の記の「3経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
3 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号（第13第1項関係）

令和 年度特定地域経営支援対策事業費補助金（〇〇〇事業）実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔沖縄県にあっては内閣府
沖縄総合事務局長〕

道県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定の内容に従い実施したので、特定地域経営支援対策事業費補助金交付要綱第13第1項の規定により、その実績を報告する。

(また、併せて精算額として〇〇〇〇〇〇〇補助金〇〇〇円の交付を請求する。)

記

(様式) ○○○事業

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績

区分	市町村名	地区名	事業種目	事業実施主体	受益戸数	事業量	工期		総事業費	負担区分				担保 金融機関名 融資名 融資金額 償還年数 その他	備考
							着工年月日	竣工年月日		国庫補助金	道県費	市町村費	その他		
1 整備事業															
2 推進事業															
合計															

- (注) 1 備考欄には、事業実施主体ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
- 2 担保欄には、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を金融機関から融資を受けた場合には、金融機関名、融資名、融資を受けた金額、償還年数その他必要な事項を記入すること。
- 3 工期欄には、実際の着工及び竣工年月日を記入すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費	補助事業に 要した経費 (A + B)	負 担 区 分			
			国庫補助金 (A)	道県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)
1 整備事業	円	円	円	円	円	円
2 推進事業						
合 計						

4 事業の完了年月日 令和 年 月 日

5 収支精算 (1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 道県費					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 整備事業	円	円	円	円	
2 推進事業					
合 計					

6 添付書類

- (注) 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。
- 2 なお、間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5(2)の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 3 添付資料については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。
- また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

別記様式第7号（第13第2項関係）

令和 年度特定地域経営支援対策事業費補助金（〇〇〇事業）年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔沖縄県にあっては内閣府
沖縄総合事務局長〕

道県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、特定地域経営支援対策事業費補助金交付要綱第13第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実績		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費 (A)	国庫補助 金	(A)のう ち年度内 支出済額	概算払受 入済額	(A)のう ち未支出 額	翌年度繰 越額	
翌年度繰越 分 〇〇〇〇 年度内完了 分 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする
(翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払いで受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。)
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第 8 号（第13第 4 項関係）

令和 年度特定地域経営支援対策事業費補助金（〇〇〇事業）
の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
〔沖縄県にあっては内閣府〕
〔沖縄総合事務局長〕

道県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった特定地域経営
支援対策事業費補助金について、特定地域経営支援対策事業費補助金交付要綱第13第 4
項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 適正化法第 1 5 条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

〔（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した
経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補
助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員
分を添付すること。
（1） 消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
（2） 付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
（3） 3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確
認できる資料も併せて提出すること）

〕

(4) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財 産 管 理 台 帳

市町村（事業主体）名

地区名			地区		事業実施年度		年度		農林水産省所管補助金名									
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分 制限 年月 日	承認 年月 日	処分 の内 容		
									国庫補 助金	道県費	市町 村費	その 他						
								円	円	円	円	円						
	計																	
	計																	
	合計																	

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第10号（第22関係）

令和〇〇年度
農林水産省所管

〇〇補助金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
補 助 事 業 名 ※ 1	交 付 決 定 の 額	補 助 率	科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額	う ち 国 庫 補 助 金 相 当 額	支 出 済 額	う ち 国 庫 補 助 金 相 当 額	翌 年 度 繰 越 額	う ち 国 庫 補 助 金 相 当 額	
〇 〇 事 業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇 〇 費													
〇 〇 費													
そ の 他													

記載要領

- 1「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者の氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

（注4）補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。